

第1段階

①平成25年11月  
 インフラ長寿命化基本計画（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）  
 インフラの老朽化対策や、戦略的な維持管理・更新を国や地方公共団体が一丸となって推進していくための基本計画  
 ○個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築  
 ○メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化

↓

計画の策定内容  
 ○インフラ長寿命化計画（行動計画）  
 ➢ 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針  
 （対象の施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）  
 ○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）  
 ➢ 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画  
 （対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

※ロードマップで各取組の行程を示しており、個別施設計画の策定は2020年（平成32年）頃とされている

②平成26年4月22日（総財務第74号）  
 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（総務大臣）  
 ○地方公共団体において、速やかに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請

③平成26年4月22日（総財務第75号）  
 公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の策定について（総務省）  
 ○地方公共団体において、本指針を参考とするほか、インフラ長寿命化基本計画を参考として総合管理計画を策定するよう要請

平成27年6月「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定

※公共施設等総合管理計画を兼ねる

第2段階

④平成28年11月7日（総財務第167号）  
 公共施設マネジメントの一層の推進について（総務省）  
 ○地方公共団体において、「公共施設等総合管理計画」や「統一的な基準による固定資産台帳」を基に、公共施設マネジメントに積極的に取り組むよう要請

⑤平成29年3月23日  
 インフラ老朽化対策の今後の取組について（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）  
 ○各インフラ長寿命化計画において個別施設計画を策定することとされた主体に対し、平成32年度までのできるだけ早い時期に、個別施設計画を策定するよう、所要の働きかけを行い、策定状況を把握するとともに、策定状況を継続的にとりまとめ、公表する。

⑥平成30年2月27日（総財務第28号）  
 公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の改訂について（総務省）  
 ○中長期的な経費の見込みについて、具体的な期間（30年程度以上）や会計・施設の区分が明記。  
 ○長寿命化の対象施設に、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負う施設が含まれた。

⑦平成30年4月25日（事務連絡）  
 公共施設等の適正管理の更なる推進について  
 ○中長期的な経費の見込みを算出する際、長寿命化対策等の「効果額」を示すことが重要。  
 効果額＝①耐用年数経過時に単純更新した場合 － ②個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費の見込み

平成31年3月「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を改定

# 北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）の改定(案)概要

平成31年2月 総合政策部政策局計画推進課

## 1 計画改定の趣旨

○ 本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく道の「行動計画」として、施設ごとに老朽化対策の基本的な方針を示すため、平成27年6月に策定したものの。

■ 計画期間：平成27年からのおおむね10年

■ 重点的に取り組む3つの柱

(1) メンテナンスサイクルの構築 (2) トータルコストの縮減・平準化 (3) インフラ長寿命化に向けた推進体制の整備

■ 施設ごとの長寿命化計画である「個別施設計画」の策定（平成32年度までに策定予定）

○ 将来、維持管理・更新費の増加が見込まれる中、近年、頻発・激甚化している自然災害に伴う新たなインフラ需要の高まりなど、社会資本をめぐる情勢変化や、個別施設計画の策定が一定程度進められてきたこと（H31.3月末予定：76%）から、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを新たに推計し示すなど、必要な見直しを行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の一層の推進を図るもの。

## 2 主な改定内容

(1) 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを推計

新たな地方公会計の導入に伴い整備された固定資産台帳を活用することにより、個別施設計画が未策定の施設についても、経費の推計が可能となったことから、今後40年間の更新費用等のおおむねの規模を推計し、事後保全型<sup>※1)</sup>と予防保全型<sup>※2)</sup>の2つの管理手法で比較。

推計結果から将来の見通しや問題点を把握することで、今後の取組の方向性を整理。

表1 経費の見込み（40年間の合計）

検討ケース	経費の見込み
事後保全型	7.9兆円
予防保全型	4.1兆円
予防保全型導入による効果額 (コスト縮減率)	3.8兆円 (△48%)

表2 10年ごとの年平均費用の推移（単位：億円）

検討ケース	2019 ～ 2028	2029 ～ 2038	2039 ～ 2048	2049 ～ 2058
事後保全型	1,500	1,900	2,200	2,200
予防保全型	700	900	1,200	1,300
コスト縮減率	△52%	△55%	△45%	△42%

※1) 事後保全型：耐用年数が経過した時点で更新するとした場合  
 ※2) 予防保全型：早期段階での予防的な修繕等を基本とした場合

※直近3か年の投資的経費 2,600億円/年  
 維持管理・更新等：600億円/年  
 新設：2,000億円/年

■ 予防保全型の管理手法を導入することによるコスト縮減効果は、今後40年間で48%の縮減率と推計され、計画に基づく取組を着実に進めることが重要。

■ 投資的経費が現在の水準で推移すると仮定した場合、維持管理・更新費等の増大により、新たなインフラ需要に対応した投資の縮小が見込まれる。このため、今後、更なるトータルコストの縮減・平準化などを図りながら、社会資本整備全体に係る必要な予算を確保することが重要。

(2) 地方独立行政法人（札幌医科大学、北海道立総合研究機構）が保有する施設を対象施設として位置付け

計画の対象となる公共施設に、地方独立行政法人が保有する施設など、道が財政負担を負う施設も含まれたことにより対象施設を追加。（平成30年2月総務省通知）

(3) 個別施設計画等の行動計画への反映等

策定済みである個別施設計画を行動計画に反映するとともに、PPP/PFIをトータルコスト縮減の手法の一つとして位置付けるなど、これまでの取組を踏まえ修正。

## 3 今後のスケジュール

平成31年3月 「インフラ長寿命化推進会議」で決定・公表を予定。

## 1 計画の概要（本編 P1~3）

### (1) 計画策定の趣旨

■道が管理する全ての公共施設等の状況を把握し、課題を浮き彫りにした上で、施設ごとに老朽化対策の基本的な方針を示す

(策定の背景)  
・公共施設等の老朽化の進行  
・人口減少  
・厳しい財政状況

(戦略的な管理)  
・公共施設等の長寿命化  
・施設機能の適正化等

維持管理・更新等に係る  
トータルコストの縮減・平準化  
の取組が急務

### (2) 計画の位置付け

■国の基本計画に基づき、施設管理者ごとに策定する行動計画であり、維持管理・更新等に係る中期的な取組方針を示す

### (3) 計画の範囲

#### ■対象施設

道が管理する全ての施設を対象（農業水利施設、地方独立行政法人施設など、道管理施設ではないが、道が維持管理・更新等の財政負担を負うことが見込まれる施設も対象）

■計画期間 平成27年度からおおむね10年間

■個別施設計画 平成32年度までに、37施設\*で策定予定（現時点で28施設で策定済み）

※個別施設計画を策定する施設は、計画対象の全39施設のうち、事後保全型の管理を行う2施設を除いた37施設

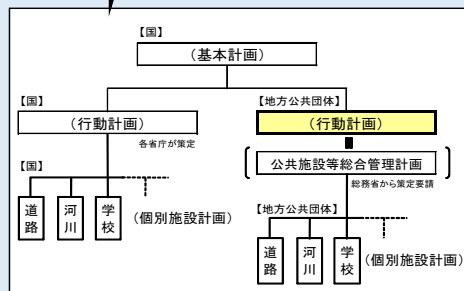
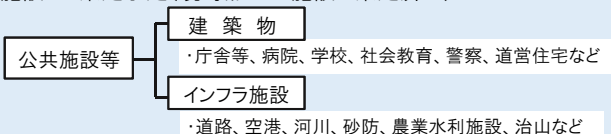


図1 インフラ長寿命化計画の体系



## 2 現状と課題（本編 P4~11）

### ①維持管理・更新等に係る費用のコスト縮減・平準化

主な施設	施設数	建設後50年を経過する施設の割合		
		現在	10年後	20年後
道路橋梁	5,675橋	13%	35%	58%
河川管理施設	5,273基	3%	20%	53%
農地防災	40箇所	12%	47%	65%
治山ダム	25,686基	14%	37%	59%
庁舎等	1,976棟 79.8万㎡	17%	37%	61%

## 3 管理に関する基本的な考え方（本編 P12）

### 重点的に取り組む3つの柱

(1)メンテナンスサイクルの構築 (2)トータルコストの縮減・平準化 (3)インフラ長寿命化に向けた推進体制の整備

## 4 施策の方向性（本編 P13~29）

### (1)メンテナンスサイクルの構築

- 点検・診断に係る技術的知見やノウハウの蓄積
- 施設の諸元や整備履歴など、蓄積された情報の利活用
- 管理水準の設定や点検頻度を規定した基準類の整備



個別施設計画の策定・修正

## (2)トータルコストの縮減・平準化

### ① 予防保全型維持管理の導入検討

「事後保全型維持管理」を見直し、損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕等で機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を検討

### ② インフラ機能の適正化

まちづくりの観点などから関連する市町村等と連携を図り、施設の廃止や撤去、用途変更や集約化などを検討

### ③ PPP/PFIの活用

老朽化対策に向けたトータルコストの縮減・平準化の手法の一つであるPPP/PFI手法を積極的に活用し、戦略的・効率的な社会資本の整備を推進

### ④ 新技術等の導入

道の「新技術情報提供システム」や、国の「NETIS 維持管理支援サイト」等を利用するなど、民間企業等により開発された有用な新技術の活用を促進

## 【公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み】

表1 予防保全型導入による効果額

検討ケース	40年の費用(年平均)
事後保全型	7.9兆円(2,000億円)
予防保全型	4.1兆円(1,000億円)
予防保全型導入による効果額	3.8兆円(1,000億円) コスト縮減率 Δ48%

■予防保全型の管理手法を導入することによるコスト縮減効果は、今後40年間でΔ48%の縮減率と推計され、計画に基づく取組を着実に進めることが重要

■投資的経費が現在の水準で推移すると仮定した場合、維持管理・更新費等の増大により、新たなインフラ需要に対応した投資の縮小が見込まれる。このため、今後、更なるトータルコストの縮減・平準化などを図りながら、社会資本整備全体に係る必要な予算を確保することが重要

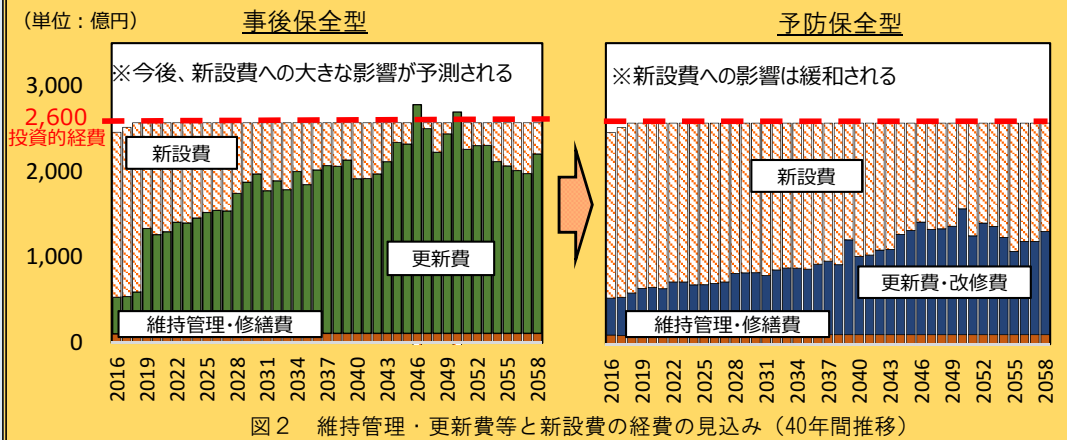


図2 維持管理・更新費等と新設費の経費の見込み（40年間推移）

## (3)インフラ長寿命化に向けた推進体制の整備

- 老朽化対策の推進を担う専門部会「インフラ長寿命化推進会議」を設置し、全庁横断的な体制で取組を推進
- 職員の技術力確保、国や市町村との連携、地域住民等利用者の理解と協働を推進

## 5 計画のフォローアップ（本編 P30）

PDCAサイクルによる継続的なマネジメント

- 推進状況の把握、課題の整理・検証、結果を踏まえた予算措置や国への政策提案を実施
- 「インフラ長寿命化推進会議」での情報共有、課題の整理や解決方策の検討を実施
- 点検及び診断結果を踏まえ、適宜必要な見直しを行い、内容を充実・深化

## 6 持続可能な開発目標(SDGs)に係る対応（本編 P30）

■道では北海道SDGs推進ビジョンを策定（平成30年12月）し、北海道全体でSDGsの推進を図る3つとしており、本計画についても「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に資するもの



## 今後の課題

○国から行動計画への記載などを求められている事項のうち、主に下記のものについて検討が必要。

### (1) 財源内訳の分析

公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みに対し、充当可能な地方債・基金等の財源の見込みを示すこと。



○今後、平成 32 年度までに全ての施設で個別施設計画が策定される予定であることを踏まえ、公共施設等のマネジメントを行うための分析資料として、平成 33 年度以降、中長期的な経費の見込みを改めて試算する必要がある。

○その際、投資的経費の内訳などについて詳細に分析するため、充当可能な地方債の財源や一財ベースの詳細も含めた見込みの推移を示していきたい。

⇒ 本年度はその準備として、H31実績（当初予算）についての内訳等調査を行う。

- ・新設費と維持管理・更新等費（維持管理・修繕・改修・更新）
- ・国費、道費、その他特財、起債、一般財源 など

### (2) インフラ機能の適正化（総量縮減に向けた取組）

公共施設等の数・延べ床面積等やトータルコストの縮減・平準化に関する事項について、できる限り数値目標を設定し、目標の定量化に努めること。

※平成 30 年度「北海道包括外部監査」で、建物の総量縮減に向けた取組等について意見あり。テーマ「北海道ファシリティーマネジメント推進方針の実施状況及び財務事務の執行について

### (3) 個別施設計画に記載する事項

- ①対象施設 ②計画期間 ③対策の優先順位の考え方 ④個別施設の状態等  
⑤対策内容と実施期間 ⑥対策費用



○個別施設計画に記載すべきとされている 6 項目、特に⑥対策費用について、平成 32 年度までに整理が必要

# 平成30年度 北海道包括外部監査の結果報告書（概要）

平成31年2月13日

## 1 外部監査の概要

### 第1 包括外部監査人

毛利 節（弁護士）

### 第2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

「北海道ファシリティマネジメント推進方針」の実施状況及び財務事務の執行について

### 第3 特定の事件を選定した理由

今年度の包括外部監査のテーマとして、「『北海道ファシリティマネジメント推進方針』（以下、「FM方針」という。）の実施状況及び財務事務の執行について」を選定した理由は次のとおりである。

近時の総務省の発表によれば、平成30年1月1日現在の道の日本人人口は約530万人で20年連続減少しているとともに、都道府県別の減少幅を見ても6年連続で最も大きかった。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成57年度の道内人口は400万人となり、平成7年の569万人から7割程度にまで急減すると推計されている。さらに、道の集計によれば、同日現在の65才以上の高齢者人口が占める比率は30.5%となつてはじめて30%を超えるとともに、同研究所によれば、平成52年には同比率は40.9%（平成7年度は14.8%）にまで上昇すると推計されている。このような大幅な人口減少と高齢化という人口動態から見ても、道財政においては、歳入面では道税収入等の減縮、歳出面では高齢者医療費等の義務的経費の増大が予測され、構造的な歳入、歳出のギャップが進行している状況にある。

このような中、高度経済成長期に集中的に整備された道内公共施設については、老朽化が顕著に進んでいる。また、公共施設等の建物については取得価格よりもランニングコストの方がはるかに高額となっているのみならず、古い施設ほど維持管理費用を要するものとなっている。さらには、人口減少に伴う施設利用率の低下等も懸念されるところであつて、今まで以上に公共施設等の有効活用が必要とされている状況にある。

このように、道内の公共施設を取り巻く財務環境は、極めて厳しい状況にあることが認められ、ファシリティマネジメント（自治体等が保有または使用する施設とその利用環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動）に関する施策は、今後の道財政にとって、極めて重要な意義を有するものとなっている。

道は、平成18年3月に「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」をとりまとめ、その後、平成27年6月に「北海道インフラ長寿命化計画（行動方針）」を策定したことを踏まえて、平成28年3月には新たに前記FM方針をとりまとめて、

(別紙) 指摘及び意見の具体的内容

内 容	区分	対象部局
<p>(道有建築物等の総合的な管理計画等について)</p> <p>FM方針等において、計画期間における公共施設等の数や延床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するべきである。数値目標については考慮すべき事項も多いので慎重に進めるべきであるが、できるだけ早く数値目標を公表できるような取組を始めることが望まれる。また、この数値目標については、各振興局(教育庁)によって置かれている状況は異なるので、それぞれの状況を踏まえた上で、個別の目標とすることが望ましい。</p>	意見	知事 教育 道警
<p>(普通財産の貸付料免除要件について)</p> <p>普通財産の貸付料の免除に関しても、行政財産使用料免除の場合と同様に、「特に必要があると認めるとき」の裁量判断においては、使用者の行政財産使用にかかる収益や弁済能力等を考慮すべきである。</p>	意見	知事 教育 道警
<p>(用途廃止後の財産の引継ぎ方法について)</p> <p>用途廃止後の財産の引継ぎ方法については、早期の用途廃止実現のため、第二種普通財産への移行によって担当部署に過大な負担が生じることのないよう、財務規則の変更も視野に入れて検討すべきである。</p>	意見	知事
<p>(ネーミングライツ契約条項の改定について)</p> <p>ネーミングライツが道民の当該施設に対する親近感等を基礎に成り立っているものであることにかんがみれば、ネーミングライツ契約の解除要件と応募資格要件は一致させるようネーミングライツ契約の契約条項の内容を改定すべきである。</p>	意見	知事
<p>(北海道広告取扱要綱又は北海道広告取扱基準の改定について)</p> <p>広告要綱ないしは広告基準に、北海道庁本庁舎等広告掲出要領第3条第1項3号と同様の制限規定(広告内容又はデザインの制限規定)を加えることを検討されたい。</p>	意見	知事
<p>(北海道広告取扱要綱の改定について)</p> <p>ネーミングライツ契約の解除要件の場合と同様に、掲載要件と取消し要件は合致させるべく、広告基準第3記載の事項(掲載可能な業種及び事業者)も広告要綱第10条の広告掲載取消し事由に含めるべきである。</p>	意見	知事
<p>2. 経済性・効率性・有効性を有するものとなっているか (意見:28)</p>		
<p>(道有建築物等の総合的な管理計画等について)</p> <p>道が示している建築物縮減、統合や廃止に向けての方向性は、より大きな方針としてFM方針等に明確に掲げるべきである。また、対象となる施設は知事部局に限定せず、教育庁、警察本部も含めた上で、これに取り組む組織を明確にし、全庁的かつ計画的に推進するべきである。</p>	意見	知事 教育 道警
<p>(道有建築物等の一元管理について)</p> <p>今後のストックマネジメントの重要性にかんがみれば、建物に係るあらゆる情報をデータベース化して一元管理できるようなシステムの構築・導入を検討する必要がある。</p>	意見	知事 教育 道警
<p>(アンケートチェック項目を活用した取組について)</p> <p>照明の消灯や温度設定などの平均点数が高い項目は、多くの学校で実施できている項目であり、比較的实现が容易と考えられることから、実現できていない学校に対し、優先的に取り組むよう指導するべきである。</p> <p>また、平均点数が低いものの中にも、節水などのように、それほど困難なく実現可能なものもあると考えられることから、各学校に対し取り組むよう指導するべきである(もともと、プールが存在しないために実現ができないような場合など、実現不可能な学校についてはこの限りではない。)</p>	意見	教育

(別紙) 指摘及び意見の具体的内容

内 容	区分	対象部局
<p>(未利用地・低利用地現況調書の記載内容について)                      未利用地・低利用地現況調書については、「沿革」等の不明確な形ではなく、明確に「利用停止時期」欄を設けた書式を整備して管理すべきである。                      また、利用停止時期同様、物件の売却難易性判断には欠かせない過去の入札の有無及び実施時期等の情報も、調書の必要的記載事項として管理されるべきである。                      そして、同調書に添付されている「交渉記録」を積極的に活用し、買い手候補者情報や越境・不法占拠情報等の正確な記録に努めるべきである。</p>	意見	知事
4. 行財政の内容が、正確かつ十分に公開されているか (意見:3)		
<p>(道有建築物等の総合的な管理計画等について)                      道有施設の現状と課題については、より詳細な情報(公共施設白書に相当するもの)を開示すべきである。</p>	意見	知事
<p>(使用料免除に関する情報公開の必要性について)                      使用料の免除はあくまで例外的な取扱いであって、その適正な運用に当たっては合理性、透明性、公平性等の充足が必要である。これらの充足のためには、情報公開による道民のチェックが重要であり、かかる使用料免除については、公表の対象とすることを検討されたい。</p>	意見	知事 教育 道警
<p>(ホームページにおける不動産情報の記載方法について)                      ホームページにおける不動産情報には住居表示も併記すべきである。また、売却率向上の見地からは、物件情報については、可能かつ適切な範囲でできるだけ開示すべきであり、ワンクリックで地図、現場写真及び建物内写真等にアクセスできる方法なども検討すべきである。</p>	意見	知事